

介護タクシー利用要件

1. 搭乗者の条件

- ① 長野県内で利用される方に限ります。(営業区域が長野県限定のため)
- ② 乗り合いをして運行することは、できません。付き添いは可能です。
- ③ 利用者の状態は、車の構造上、車椅子で座位がとれる方までとさせていただきます。
*リフトに乗るものであれば、リクライニング型も可能です。

2. 利用に関する流れ

(1) 介護保険を利用した輸送の場合

- ① ゆりかごの介護保険介護タクシーに係る会員登録
(訪問介護を利用するので、訪問介護の契約が必要になり、サービス担当者会議を開いていただく必要があります。)
- ② 利用者から直接電話等にての予約、又は、利用者から担当のケアマネを通じての予約となります。
- ③ 担当ケアマネにケアプランを作成していただきます。
- ④ ケアプランに基づく運行(移動と必要な介助等を一体又は連続)
- ⑤ 料金の支払い: この場合は後日(翌月に一月分まとめて)、介護保険料の請求と一緒にタクシー料金を請求します。現金も可能ですが、いずれの場合も介護保険の自費負担分の料金が発生するので一緒に支払いをお願いします。

(2) 介護保険適用外の介護タクシー利用の場合

- ① 利用者から直接電話等にて予約。
- ② 予約に基づく運行。
- ③ 料金の支払い: この場合は、その場での現金払いをお願いします。

4. 利用の条件&料金

(1) 介護保険介護タクシーの場合

①利用の条件

- ・介護認定を受けている方
- ・利用の目的が通院や公的機関(役所・銀行等)への移動、施設の入所予定者による見学のための移動、などの場合のみです。

②介護保険の区分

- ・乗降介助 ⇒ 基本的にはベッドからベッドまで。
対象者は要介護1～3の人、又は4, 5の人でタクシーに乗る前と降りた後の介助時間の合計が20分以内の時。
 - ・身体1 ⇒ 要介護4, 5の人で介助時間の合計が30分以内の場合。
 - ・身体2 ⇒ 〃 60分以内の場合。
 - ・身体3 ⇒ 〃 90分以内の場合。
- ※これにより、着替えやオムツ交換などを行ってから外出するといった事ができるようになります。

(2) 介護タクシーの場合

①利用の条件

- ・要介護者、身体障害者等であって公共の交通機関を利用することが困難な移動制約者でなおかつ介護保険の適用外で利用する場合。

(3) 料金表

別紙参照にて

※ 介護タクシーは基本的にドアからドアまでのサービスになるので、それ以前・以後の自費ヘルパー希望の場合は、別途ご相談下さい。

(4) タクシー券・割引について

- ・飯山市より、タクシー券の発行を受けている方は、タクシー券を利用する事が出来ます。予約時にタクシー券利用について、申し出て下さい。タクシー券利用の際は、その場で、券を頂きます。
*利用限度枚数を超えて利用する事はできません。詳しくは、市役所へ。
- ・障がい者手帳をお持ちの方は、タクシー料金の割引を受ける事が出来ます。予約時に申し出て下さい。当日乗車の際に確認させていただきます。

以上がおおまかな流れになります。また、情報の更新や変更がある場合は随時お知らせしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

有限会社 ゆりかご

介護（福祉）タクシー ゆりか号

問い合わせは、ゆりかごへ 81-3888

担当者 山室 めぐみ